

医療法人の事業報告書等の届出事務・閲覧事務の デジタル化について

現行の仕組みと課題等

【Ⅰ.現行の仕組み】

- 医療法人は、健全な運営を確保するため、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監査報告書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書その他の書類を都道府県知事に届け出なければならないこととされている（医療法第52条第1項）。
- また、運営状況の透明性を確保するため、都道府県において、届出のあった事業報告書等や監査報告書等について請求があった場合には、これを閲覧に供さなければならないこととされている（医療法第52条第2項）。

【Ⅱ.課題】

- 事業報告書等は紙媒体によって都道府県に届け出られ、国民への閲覧も都道府県の窓口等において紙媒体により行われており、医療法人・都道府県の双方に事務負担が生じている。
- また、各都道府県に届け出られた事業報告書等について一覽的に把握できる仕組みが無いことから、国や都道府県において医療法人の経営実態を把握しにくい状況にある。

【Ⅲ.政府方針等における指摘事項】

- 上記の状況を踏まえ、デジタル化の観点及び運営の更なる透明化の観点から「骨太の方針2021」等（参考3参照）の政府方針等において、
 - ① 事業報告書等の届出についてアップロードによる届出・電子的な閲覧を可能とすること
 - ② 届出データが集積されたデータベースを構築すること
 - ③ 届出内容を公表する全国的な電子開示システムを構築すること等が求められているところ。

対応方針案と本日も議論いただきたい点

【対応方針案】

- 前ページの①～③のうち、

- ① 事業報告書等の届出についてアップロードによる届出・電子的な閲覧を可能とすること
- ② 届出データが集積されたデータベースを構築すること

については、

①が実現することで、②のデータベースの構築が可能となるが、①に関して、届出事務や閲覧事務のデジタル化は省令改正等により対応が可能であり、できるだけ早期にデジタル化を進める観点から、届出事務は令和4年度から、閲覧事務は令和5年度から都道府県のホームページ等での閲覧を可能とするために必要な省令改正等を行いたい。

➡ そのため、本日の医療部会においては、**届出事務・閲覧事務のデジタル化**についてご意見を伺う。

- なお、前ページの③については、引き続き検討が必要。

事業報告書等の届出事務・閲覧事務のデジタル化

(1) 事業報告書等の届出事務のデジタル化

- 令和3年4月～翌年3月末を会計年度とする医療法人の事業報告書等（令和4年6月末が届出期限）以降の事業報告書等について、医療機関等情報支援システム（G-MIS）への電子媒体のアップロードによる届出を可能にするため、必要な省令改正等を行う。
- 当面、従来どおり紙媒体による届出も可能としつつ、届け出られた紙媒体は国が委託した事業者が都道府県から紙媒体を入手して電子化を行い、都道府県に電子データを提供する。これらにより全国の医療法人の事業報告書等の情報を全て電子化された状態で国に蓄積し、全国規模のデータベースを構築・活用。

(2) 事業報告書等の閲覧事務のデジタル化

- (1) で電子化した事業報告書等のデータを都道府県のホームページ等において閲覧を可能とする。

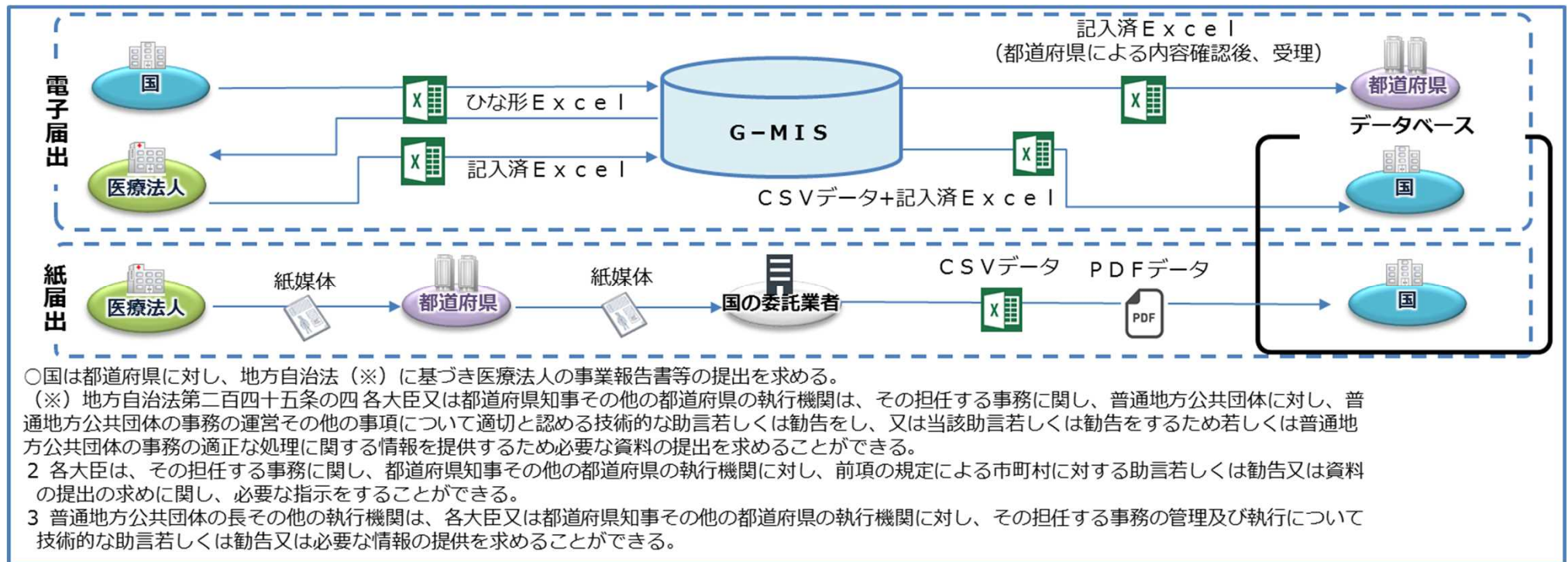
➡ 以上のデジタル化とデータベースの構築により、**医療法人及び都道府県等に係る事務負担の軽減**を図るとともに、国や都道府県において経営実態を把握し、**より適切な支援や指導等への活用を可能とする。**

※ 地域医療連携推進法人についても同様の対応を行う。

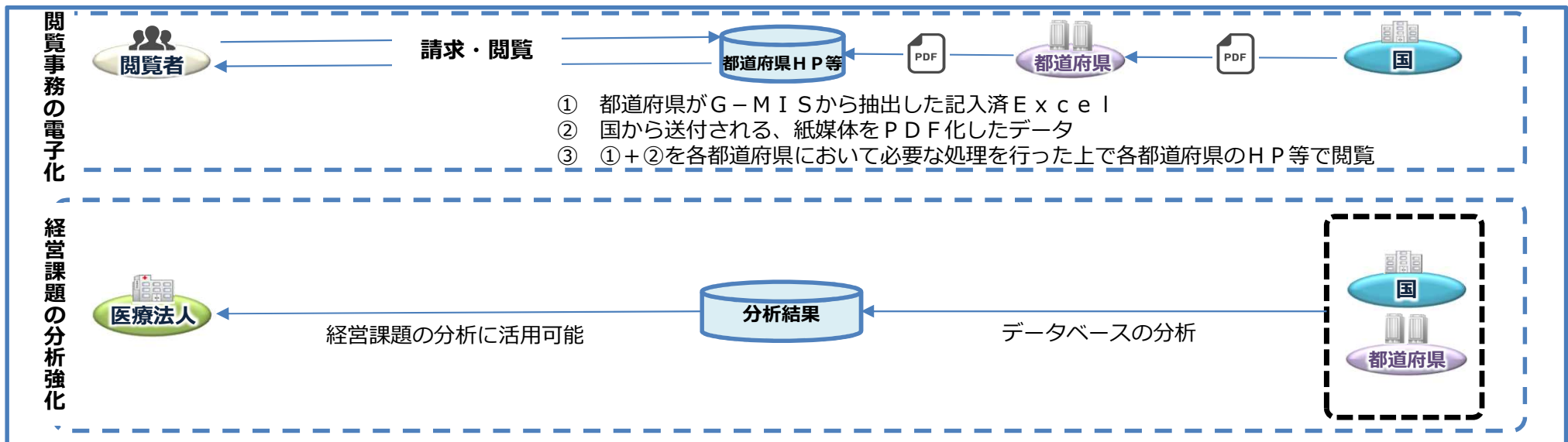
	10月～12月	1月～3月	R4年度 4月～6月	7月～12月	1月～3月	令和5年度～
システム改修	G-MIS改修					
省令改正	医療法施行規則改正					
事業報告書等 アップロード による届出				事業報告書等のアップロードによる届出		
				従来通り、紙媒体で届け出た事業報告書等の電子化（入力等）		
都道府県等HP での閲覧						都道府県HP等での閲覧
データベース			・令和4年度以降にアップロードにより届け出られたデータおよび紙媒体で届け出られたものを電子化したデータをデータベースとして蓄積・活用			

(参考1) 事業報告書等の届出事務・閲覧事務のデジタル化のイメージ図

(1) 届出事務のデジタル化のイメージ図



(2) 閲覧事務のデジタル化のイメージ図



(参考2) 医療法人及び事業報告書等の概要

【医療法人の概要】

- 医療法人は、医療法に基づく社団又は財団たる非営利法人
(R3.3.31時点：56,303法人(社団55,931、財団372))
- 運営に関する指導監督や許認可は、都道府県知事が実施
- 本来業務（病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の運営）のほか、保健衛生や社会福祉等に関する附帯業務が実施可能

【医療法人の事業報告書等】

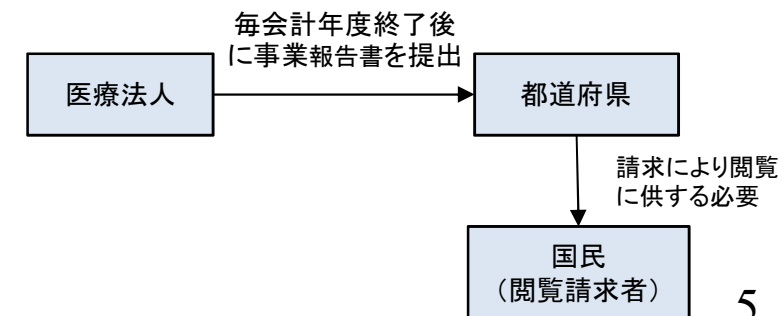
- 健全な運営を確保するため、医療法人は毎会計年度終了後、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監査報告書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書その他の書類を作成し、都道府県に届出。
- 医療法人の運営の透明性を確保するため、都道府県は、届出のあった事業報告書等や監査報告書等について請求があった場合には、これを閲覧に供さなければならない。

事業報告書等区分	内容
1. 事業報告書	医療法人の概要(名称、所在地及び役員名等)及び事業の概要(開設する病院等及び附帯業務その他の状況)
2. 財産目録	負債も含めた法人の財産の状況を記載
3. 貸借対照表	法人の事業年度末における資産とこれに対応する負債及び純資産
4. 損益計算書	法人の事業年度中における収支状況
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書	法人の役員又はその近親者との取引及び、取引額の多い事業者との取引等の状況
6. その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・社会医療法人について、医療法42条の2第1項第1～6号までの要件に該当する旨を説明する書類 ・社会医療法人債発行法人について、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細書 ・医療法第51条第2項に規定する医療法人については純資産変動計算書及び附属明細表

平成18年6月(平成19年4月施行)医療法改正

- ・ 事業報告書等の作成・届出を義務化
- ・ 都道府県での事業報告書等の閲覧を義務化

● 事業報告書等の提出等



(参考3) 事業報告書等のデータベース化に係る政府・与党の動き

○ 改革工程表2020（令和2年12月18日）

- 2023年度までにアップロードによる届出・公表を可能とする仕組みの検討とアップロードするデータベースの整備を行う。

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	令和2年度より実施する調査研究事業の研究結果を踏まえて検討	44. 事業所マネジメントの改革等を推進 v. 医療法人の経営状況の透明性の確保 a. 医療法人の損益計算書等の事業報告書等について、社会福祉法人同様、アップロードによる届出・公表を可能とする仕組みを検討する。 b. 医療法人の損益計算書等の事業報告書等をアップロードするデータベースの整備を行う。 <<厚生労働省>>			

○ 自) 財政再建本部財政構造のあり方検討小委員会提言（令和3年5月11日）

- 2021年度分以降の医療法人の事業報告書等について、社会福祉法人同様、アップロードによる届出・公表を可能とする仕組みの整備とデータベースの構築の前倒し実行
- 損益状況の施設別区分、収益の入院診療・外来診療区分、費用の主要費目区分など事業報告書等の内容の充実や「病床機能報告」等との連動のための医療機関のコード管理など事業報告書等の政策利用効果の向上の検討

○ 経済財政運営と改革の基本方針2021、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日）

- 医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整え、感染症による医療機関への影響等を早期に分析できる体制を整備する。

(参考4) 参照条文

○医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

第四十条の二 医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない。

（書類の届出）

第五十二条 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。

一 事業報告書等

二 監事の監査報告書

三 第五十一条第二項の医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書

2 都道府県知事は、定款若しくは寄附行為又は前項の届出に係る書類について請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

○医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）（抄）

（事業報告書等の届出等）

第三十三条の二の十二 法第五十二条第一項の規定に基づく届出を行う場合には、同項各号に掲げる書類（第三十三条第一項第一号に規定する書類については、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十条の三十五の三第一項第一号二に規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。）には、副本を添付しなければならない。

2 法第五十二条第二項の閲覧は、同条第一項の届出に係る書類（第三十三条第一項第一号に規定する書類については、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十条の三十五の三第一項第一号二に規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。）であつて過去三年間に届け出られた書類について行うものとする。